

はけの森美術館  
展示替え等による臨時休館

■期間 12月13日(月)～3月中旬

■はけの森美術館(☎042-384-9800) 午前10時～午後5時

中小企業の事業主の方へ  
中小企業退職金共済制度  
等の掛金を補助

この制度は、退職金制度を持つことが難しい中小企業の事業主を対象に、従業員(パートタイマーも含む)の福祉の向上・雇用の安定を図ることを目的として、事業主が従業員のために加入する中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度の掛金の一部を補助するものです。

■中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度に加入し、申請時に共済掛金および住民税(市・都民税)を滞納していない事業主  
※対象の事業主には、別途連絡します

■補助金額・期間被共済者(従業員)1人につき月額500円、加入した月から24か月を限度とします

■必要書類▽申請書▽加入者内訳書▽退職金共済手帳の写し▽市・都民税納税証明書

■12月17日までに、申請書に必要事項を明記し、必要書類を添えて勤労者福祉サービスセンター(市役所本町暫定庁舎2階)へ

■勤労者福祉サービスセンター(☎042-387-2525)

政治家の寄附は禁止  
寄附禁止のルールを守って  
明るい選挙の実現を

12・1月を中心に「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行います。

■政治家は贈らない  
■有権者は求めない

政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附

を求めることも禁止されています。

■国民健康保険・後期高齢者医療保険人間ドック等の費用を一部補助

30歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方および後期高齢者医療被保険者の方の人間ドック等の受診費用を、一部補助しています。

■補助金額▽人間ドック(日帰りのみ) 1万6千円▽脳ドック 2万円▽簡易脳ドック 1万円

■利用方法 下表の検査機関に予約後、受診日の3日前までに国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

を持参し、申請してください

※予約時に、小金井市で国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していることを申し出て、受診費用の確認をしてください

■他▽同一年度内に、人間ドックの補助と市が実施する健康診査(特定健康診査または後期高齢者医療健康診査)の両方を受けることはできません

▽人間ドックの健診結果は、市が実施する健康診査の結果として使用します

▽国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の滞納者は利用制限があります

■申 保険年金課国民健康保険係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9833)、高齢者医療係(同2階 ☎042-387-9833)

市民葬儀制度  
のご案内

市民葬儀は、市が祭壇料金を負担し、市民葬儀業者と協

表1 市民葬儀取扱業者

業者名	所在地	電話番号
東京むさし農業協同組合	貫井北町1-10-1	042-388-0634
小金井祭典(株)	本町5-32-19	042-385-4700
(株)セレモの森	本町2-19-21	042-401-2755
(有)東京フラワーセレモニー	東町4-3-3	042-381-0120
花会(はなえ)	貫井南町1-16-17	042-386-3552
(株)三和式典	本町5-8-3	0120-785-857
(株)セレモニーわかば	貫井北町1-23-33コーポ小田105	042-380-6510
(株)セレモ	緑町2-4-1	042-384-5171
多摩式典(株)	中町4-4-8	042-381-0832

表2 市民葬儀料金表 (円)

祭壇	内容	A	B	C
	金らん5段・彫刻3段	229,900	-	-
祭壇	金らん4段	-	145,200	-
	白布3段	-	-	101,640
霊きゅう車	普通車	15,570	15,570	15,570
火葬料	大人	53,100	53,100	53,100
	子ども(6歳以下)	29,000	29,000	29,000
容器	大人	11,990	11,990	11,990
	子ども(6歳以下)	5,280	5,280	5,280
合計	大人	310,560	225,860	182,300
	子ども(6歳以下)	279,750	195,050	151,490

※火葬料は非課税。そのほかは消費税10%を含む

定し実施している制度です。■利用方法 利用する方が、あらかじめ取扱業者(表1)に連絡します。死亡届出時に、市民課で市民葬儀券の交付を受けます。所定の料金(表2)は、取扱業者に支払います。

令和3年TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(水)～7日(火) 世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

市民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、年末期における交通事故および渋滞の防止を図ります。

重点項目として、子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全な通行の確保、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶と歩行者等の保護など安全運転意識の向上、自転車の交通事故防止、二輪車の交通事故防止、違法駐車対策の推進に取り組みます。

■自転車安全利用五則  
自転車も交通事故を起こせば刑事

上、民事上の責任が問われます。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

- ▷自転車は車道が原則、歩道は例外
- ▷車道は左側を通行
- ▷歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ▷安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- ▷子どもはヘルメットを着用

■交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)

家屋に関するお知らせ

【新築(増改築)調査にご協力】

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、令和4年度課税のために、令和3年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

◆共通◆

■調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装等に使用されている資

材や設備の状況を調査します

【取り壊したときはご連絡を】

市では、家屋の取り壊しの確認を行っています。課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

■資産課税課家屋係(☎042-387-9821)